

## 令和6年第1回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月29日(月)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	14番 河野 耕八郎
3番 佐藤 貞男	15番 小田 一夫
4番 天毎木 孝利	16番 長浦 勝幸
5番 竹田 勝一	18番 藤岡 由信
6番 黒川 邦晴	19番 村上 一好
7番 藤本 尚人	
8番 谷 富廣	
9番 大久保 孝雄	
12番 河野 弘彦	
13番 尾方 隆子	

4. 欠席委員

2番 逢坂 利人	11番 蔭山 勝利
10番 原田 政憲	17番 安達 英雄

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第3号 美馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」  
の改定について

第5 議案第4号 令和5年度第10期農用地利用集積計画について(諮問)

## 7. 会議の概要

	開会 午後2時
事務局長	<p>それでは、ただ今より、令和6年第1回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、2番逢坂委員、10番原田委員、11番蔭山委員、17番安達委員の4名です。只今の出席委員は15名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会 長	【会長挨拶】
事務局長	<p>議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、16番長浦委員、18番藤岡委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回、第3条は6案件でございますが、これらの申請について法定の添付書類は整っております。議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。申請地は、美馬町字宮前●●ほか4筆、字田辺●●。地目等の詳細は、議案書記載のとおりです。面積は合わせて、3, 339㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、1, 063㎡。通作距離は、自宅に隣接する農地からその周囲約●●mに位置する農地で、稼働人員は1人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、水稻や果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、青木邸から●●に位置する農地であります。</p> <p>次に、番号2です。申請地は、脇町助松字蓮池●●。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて1, 598㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、55, 474㎡。通作距離は、1.5kmで、稼働人員は、9人となっております。この農地は、農地所有適格法人である譲</p>

受人が売買により譲受けるものです。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、うだつアリーナの南西●●●●に位置する農地であります。

次に、番号3です。申請地は、脇町大字北庄字柴床●●●●。地目は、それぞれ、畑。面積は、合わせて793㎡であります。譲渡人は、●●●●。譲受人は、●●●●であります。耕作面積は、2,845㎡。自宅に隣接する農地で、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、こんにゃく芋や季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、脇町小学校の北●●●●に位置する農地であります。

次に、番号4です。申請地は、脇町字拝原●●●●。地目は、畑。面積は合わせて、741.06㎡であります。譲渡人は、●●●●。譲受人は、●●●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。自宅周辺の農地で、稼働人員は1人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況ですが、現在農機具を所有しておりませんが、農業を始めるに際し、耕耘機を一台購入する予定とのこととあります。申請地は、美馬警察署の北●●●●に位置する農地であります。

次に、番号5です。申請地は、脇町字西赤谷●●●●。地目は、田。面積は、939㎡であります。譲渡人は、●●●●。譲受人は、●●●●であります。耕作面積は、7,918㎡。通作距離は500mで、稼働人員は2人となっております。この農地は、贈与による譲受けとなります。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、江原中学校の南東●●●●に位置する農地であります。

次に、番号6です。申請地は、穴吹町三島字小島●●●●。地目は、田。面積は、328㎡であります。譲渡人は、●●●●。譲受人は、●●●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、1.3kmとなっておりますが、申請地に隣接する住宅に転居を予定しており、今回の申請に至ったものです。稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、JR小島駅の東●●●●に位置する農地であります。

以上、これらの6案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。

議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、7番藤本委員お願いします。
7番 藤本委員	はい、7番藤本です。1月27日に現地確認いたしました。対象の農地は、6筆ありまして、それぞれが点在しております。●●については、きれいに耕されていましたが、その他の農地については、1mくらいの草が生えている状態でした。これらの農地を全て引き受けて耕作して下さるということで、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号2は、5番竹田委員お願いします。
5番 竹田委員	5番竹田です。先日、現地確認いたしました。この農地は、馬木と助松を通す道路のすぐそばです。どちらの農地もきちんと草刈りが行われております。お互いに売買の話が進んでよかったと思います。特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号3は、1番美馬委員お願いします。
1番 美馬委員	はい、1番美馬です。昨日、現地確認をいたしました。隣の●●が買われるということで、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号4は、12番河野委員お願いします。
12番 河野委員	はい、12番河野です。金曜日に現地確認いたしました。まず始めに、●●●●、将来、拝原のほうに移ってくる予定だということです。この土地は誰も作りたがらない土地です。谷の上に床板橋が架かっており、耕耘機すら通れない土地となっております。今回、譲受人が土地を取得して管理してくれるということです。とてもありがたいことだと思います。問題は無いのですが、今現在、木が生えかけております。この3条許可と同時に適正な管理、例えば、木等を切るなど、農業委員会から指導するよう願います。誰ももらい手が無い土地を売買で管理して下さるということで、大変ありがたいことだと思いますので、是非とも許可をよろしく願いいたします。
議 長	番号5は、10番原田委員ですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。
事務局長	原田委員より、現地を確認しましたが、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上でございます。
議 長	番号6は、8番谷委員お願いします。
8番 谷委員	はい、8番谷です。1月24日に現地確認いたしました。特に問題無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせていただきたいと思っております。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

3番 佐藤委員	番号4の拝原●●について、地目が宅地となっておりますが、どういうことですか。
事務局長	登記上は、宅地ですが、現況地目は、畑ということです。
3番 佐藤委員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	他にございませんか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号1から番号6の許可申請6案件について、許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請6案件につきまして許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、3案件の説明をさせていただきます。この5条申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。転用場所は、美馬町字谷尻●●。地目は、田。面積は、531㎡うち、437.29㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。居宅の建築に伴う、●●間の贈与による転用申請です。計画については、表土をすきとり、山土により埋戻し整地します。居宅は木造平屋建、建築面積136.22㎡であります。取水は、隣接する宅地の祖父が居住する家から接続して利用します。汚水も、祖父所有の家の合併処理浄化槽に接続します。雨水も同様とします。このことについては、市道管理者と協議済みです。申請地は、美馬デイサービスセンター池月苑の北東●●に位置する農地で、農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号2です。転用場所は、美馬町字ノツゴ●●。地目は、畑。面積は、463㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。非フィットによる高圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請地と併せて利用する土地として、ノツゴ●●の2筆の宅地、267.82㎡を一帯的に利用します。計画としまして、整地後、転圧を行いません。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨</p>

	<p>水は自然浸透とします。施設の管理は、年3回以上の草刈りを行いません。申請地は、旧芝坂小学校の東●●に位置する農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号3です。転用場所は、穴吹町三島字舞中島●●。地目は、田。面積は、1,286㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。転用者は、●●であり、●●団地第2棟に居住する者の駐車場が不足している状況から、新たな駐車場を整備することに伴う所有権移転による転用申請です。造成計画については、東側に隣接する市道の高さまで切盛を行ない整地します。24世帯、35台分の駐車スペースを設置します。雨水は、地下浸透とします。申請地は、美馬保健所の北西●●に位置する農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で農地法第5条の規定による許可申請について、2案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、16番長浦委員お願いします。</p>
16番 長浦委員	<p>はい、16番長浦です。昨日、現地確認いたしました。建物は、平屋であります。周りの農地に対しても何ら問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>番号2は、6番黒川委員、お願いします。</p>
6番 黒川委員	<p>はい、6番黒川です。1月27日に現地確認をいたしました。事務局の説明のとおり、特に問題はありません。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>番号3は、8番谷委員、お願いします。</p>
8番 谷委員	<p>はい、8番谷です。1月24日に現地確認いたしました。特に問題はありません。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせて頂きたいと思っております。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
12番 河野委員	<p>12番河野です。2件、事務局にお伺いします。先ほどの説明で、番号1について、親の居住する住宅の合併処理浄化槽に排水を流し込むという説明がありましたが、私自身の経験からですが、倉庫のトイレの排水を母屋に接続することを行政に相談したところ、一つの建物に一つの浄化槽が必要との指導を受けたことがあります。農地法上の問題は無いと思いますが、建築基準法上の問題があるのであれば、申請書類も法に合わせた書類の提出が必要かと思われまます。ひとつの合併浄化槽に2件以上の処理をさせていいものか、建築基準法についての確認をお願いします。</p> <p>それと、番号2について、発電出力が49.5kwということで、50k</p>

	w未満の低圧太陽光発電と思われるのですが、高圧太陽光発電との説明がありましたので、確認をお願いします。
事務局長	12番河野委員からの質問ですが、まず、番号1についてですが、確か、委員の居住する地域は、脇町都市計画区域内に位置することから建築基準法上の建築確認申請が必要な地域に該当します。こちらの転用場所は美馬町ですので、一部の県条例で定める地域を除き、建築確認申請の必要ない地域となります。そのあたりで、建築基準法上の取り扱いについても違いがあるのではないかと思います。即答は出来ませんので、後ほど確認するよういたします。次に番号2についてですが、低圧太陽光発電施設の間違いでございます。失礼いたしました。
12番河野委員	ありがとうございました。
議長	他に何かございますか。
委員一同	(意見無し)
議長	お諮りいたします。番号1から番号3の3案件について、許可相当とすることにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第4、議案第3号美馬市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>それでは、議案第3号美馬市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてにつきましてご説明いたします。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づくものでございまして、農業委員会は、指針を定めなければならないとされております。現行の指針は、3年前の委員改選時に制定したものでございます。その指針の中で、委員、推進委員の改選時期に検討、見直しを行うものとする規定されておりますことから、見直しを行うものです。お手元の指針の改正(案)をご覧ください。まず基本的な考え方でございますが、前回の改正時と大きな変更はございません。基本方針として、簡単に説明いたしますと、美馬市農業委員会は、耕作放棄地の発生防止・農地の利用集積、集約化に積極的な取り組みを行なっているという内容となっております。本指針は、大きく分けて、3つの項目からなります。一つ目として、遊休農地の発生防止、解消、二つ目として、担い手への農地利</p>

用の集積、集約化、3つ目として、新規参入の促進について、各項目ごとに当委員会の目標を定めるものです。なお、指針の改正案については、事前にお配りしておりましたので、目をとおしていただいていることと存じますので、すべての文章の読み上げについては割愛し、主な改正内容についてのご説明とさせていただきます。

一つ目の項目として、遊休農地の発生防止、解消についてです。2ページ目の上段の表をご覧ください。本市の遊休農地の現状は、令和5年4月現在で管内の農地面積、1,890haのうち、331haとなっており、遊休農地の占める割合は、17.5%となっています。このような状況から、3年後の令和8年4月までに、遊休農地を30haの減少を目標とし、令和11年4月までには、遊休農地を60ha減少させるという目標設定としました。なお、前回の指針では、令和8年までに、遊休農地を0にする、全てをなくすような目標としておりましたので、今回の改正においては、達成可能と思われる現実的な数値を目標として設定しております。

次に、二つ目の項目として、担い手への農地利用の集積、集約化についてです。3ページの中段の表をご覧ください。こちらの表は、担い手への農地利用の集積目標を定めるものです。本市の現状は、令和5年4月現在で管内の農地面積、1,890haのうち、集積面積が274haとなっており、農地の集積率は、14.5%となっております。このような状況から、3年後の令和8年4月までに、集積面積を335.5haとする目標とし、また、令和11年4月までの集積面積を397haとし、集積率を21.0%とする目標設定としました。前回計画においては、国の政策目標に基づく担い手への農地集積率に基づき、80%を目標としておりましたので、その目標は、現実的には、あまりにもハードルが高い数値となっておりましたことから、今回の改正では、徳島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針並びに美馬市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に即した目標設定にもございますように、集積率21%としております。

次に、3つ目として、「新規参入の促進」についてです。4ページの上段の表をご覧ください。こちらの新規参入者の考え方については、農業を主業として経営を行う者という考えによることです。本市の現状は、令和5年4月現在の新規参入者は4名となっております。令和8年には、個人の新規参入者10人、法人の新規参入1法人とし、また、令和11年には、個人の新規参入者20人、法人の新規参入2法人とする目標設定としております。

以上、指針の改正案についての主な変更点をご説明させていただきました。なお、以上の具体的な推進方法等につきましては、指針の改正案に記載のとおりであり、改正前の指針と大きな変更を伴うものではありません。以



	上でございます。ご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。美馬市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無し)
議 長	異議無しと認めます。よって、議案第3号、美馬市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、決定することといたします。
議 長	次に、日程第5、議案第4号、令和5年度第10期美馬市農用地利用集積計画書についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局長	先にお配りしております議案第4号、美馬市農地利用集積計画書の2ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は、4,681㎡。更新の利用権設定面積は、46,694㎡です。利用権設定筆数は、65筆。利用権を設定する件数、延べ16件。利用権設定を受ける者、組織は、11件です。 以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。
議 長	ご意見ございますか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。それでは、議案第4号、令和5年度第10期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとしてよろしいか。
委員一同	(異議無し)
議 長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議 長	以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第1回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。

美馬市情報公開条例第7条第1項第1号及び第5号、第6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害する

おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。